



平成 20 年 8 月 5 日

各 位

会 社 名 コカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 高橋 顕三
コード番号 2580 (東証第一部・名証第一部)
問 合 せ 先 取締役執行役員総務人事部長 齋藤 正義
電話番号 045(222)5850

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 191 条および第 184 条第 2 項の規定に基づき、定款の一部を変更することを決議しましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号。以下、「決済合理化法」という。)に基づき、平成 21 年 1 月に実施が予定されている株券の電子化において、この制度の取扱対象外とされている端株の整理が必要となることから、端株主の皆様の権利を維持しつつ、円滑に端株制度から単元株制度への移行を図るため、決済合理化法施行日の前日に当社普通株式 1 株につき 500 株の割合で分割し端株を解消するとともに、投資家の皆様が当社株式に対し投資しやすい環境を整えるため、1 単元の株式の数を 100 株とするものであります。

- (1) 株式の分割の割合を勘案して、当社の発行可能株式総数を増加するものであります。
- (2) 株式分割と同時に単元株制度を導入し、当社の単元株式数を 100 株とする規定を新設するものであります。
- (3) 株式分割および単元株制度導入に関する変更は、決済合理化法施行日の前日を効力発生日とする附則を定めるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容につきましては、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更の効力発生日 決済合理化法施行日の前日

(注) 決済合理化法施行日を実務界で実施目標とされている平成 21 年 1 月 5 日(月)と仮定すると、定款変更の効力発生日は平成 21 年 1 月 4 日(日)となります。

以 上

(別 紙)

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株式および端株</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>342,000</u>株とする。</p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>171,000,000</u>株とする。</p> <p>(株券の発行) 第7条 (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(単元株式数)</u></p> <p>第7条の2 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><u>(効力発生日)</u></p> <p>第2条 本定款変更の効力発生日は、平成20年8月5日開催の取締役会決議に基づく株式の分割が効力を発生する日である株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第88号)の施行日の前日とする。</p> <p><u>2 前項の効力発生日以降、本附則を削除する。</u></p>

以 上